

## 参議院法制局職員採用総合職試験問題例

第2次試験【論文試験】(憲法・行政法・民法)…必要に応じ参照条文を配布

### 【憲法】

〔参考資料〕のグラフは、総務省が公表している国政選挙の投票率の推移を示したものであるが、平成26年に行われた第47回衆議院議員総選挙では52.66%、平成28年に行われた第24回参議院議員通常選挙では54.70%と、投票率が低い水準にとどまっている。

そこで、国政選挙の投票率を向上させるため、【案1】～【案3】のような内容の法律案の立案を依頼されたと仮定する。

#### 【案1】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② ①に違反した場合の制裁措置は、定めないこととする。

#### 【案2】

- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 選挙人が正当な理由なく衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしなかった場合、2,000円以下の過料に処することとする。

#### 【案3】

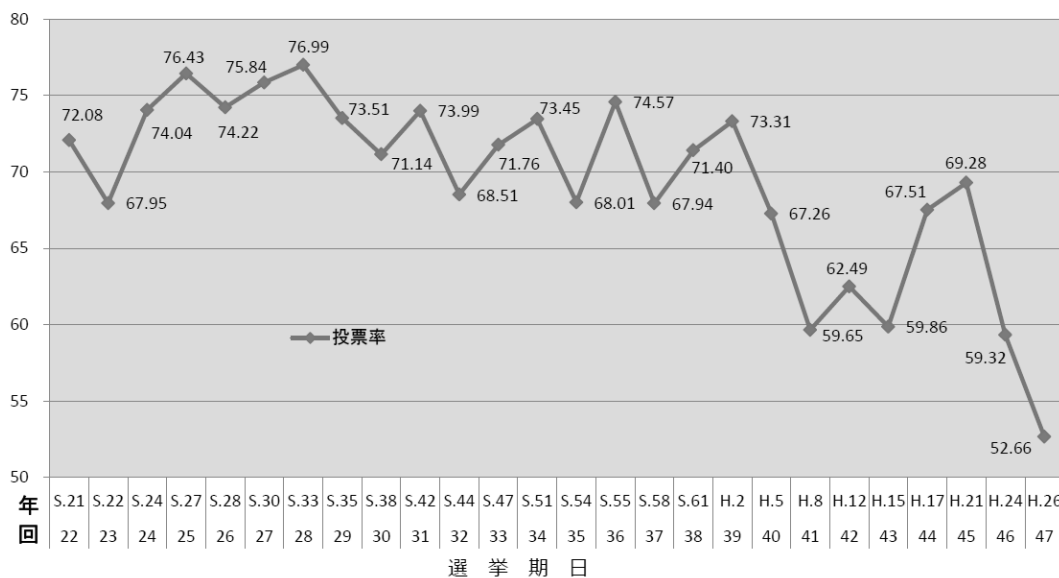
- ① 選挙人に対して、衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をすることを義務付けることとする。
- ② 連続して3回、正当な理由なく衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票をしなかった者については、その投票をしなかった最後の選挙の日から3年間に限り、衆議院議員及び参議院議員の選挙の選挙権及び被選挙権を剥奪することとする。

【案1】～【案3】のいずれの案についても、選挙人が選挙において白票を投じることは可能であることを前提とする。

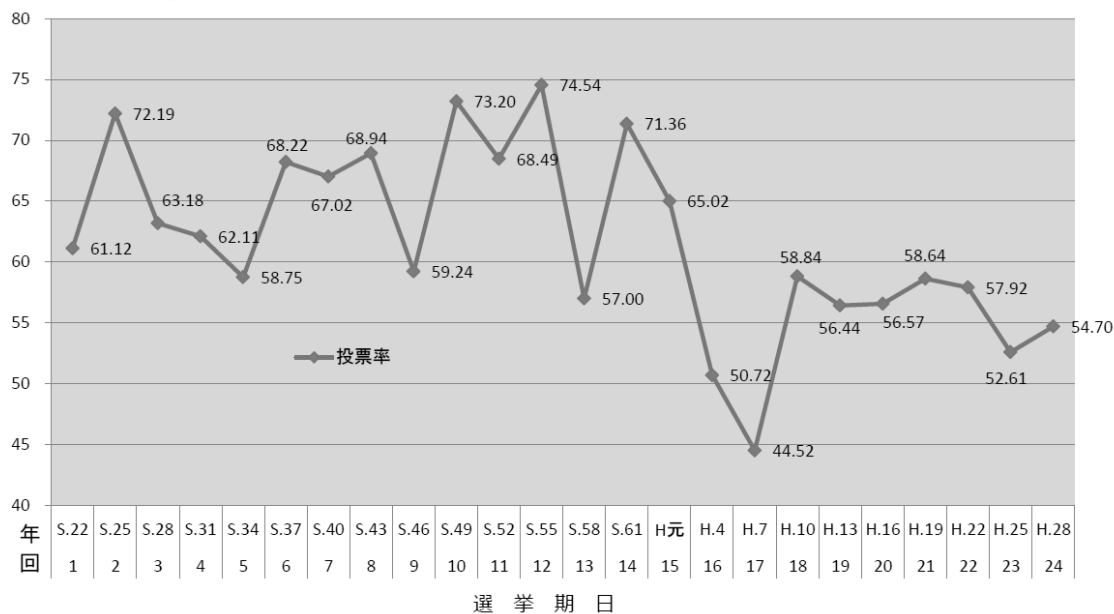
以上を踏まえて、【案1】～【案3】のそれぞれの憲法上の問題点について論ぜよ。

[参考資料]

% 衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移



% 参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移



出典：「国政選挙における投票率の推移」（総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/ritu/](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/ritu/)

【行政法】

- (1) 行政行為の職権取消しと撤回との違いについて説明せよ。
- (2) Xは、A県において公衆浴場を経営するため、A県知事に対して公衆浴場法第2条第1項に基づく公衆浴場業の許可を申請した上で、公衆浴場を建設し、

同項の許可を受けた。また、当該許可には同法第2条第4項に基づく条件も付されなかった。

ところが、Xは、当該許可を受けてから3年以上が経過したにもかかわらず、当該公衆浴場の営業を開始することなく、これを放置している。

A県知事が事情を聴取したところ、Xは、いずれは当該公衆浴場を営業したいと思っていると話したものの、3年以上にわたり当該公衆浴場の営業を開始していない理由や当該公衆浴場の営業を開始するに当たっての今後の具体的な計画については、何ら合理的な説明をしなかった。

A県知事は、Xが長期間にわたり当該公衆浴場の営業を開始せずにこれを放置していることが、他の事業者が当該公衆浴場の周辺地域において公衆浴場を開業するに当たっての妨げとなるため、Xに対する公衆浴場業の許可を取り消すことを検討している。

この事案における行政法上の問題点について、参考条文を踏まえて論ぜよ。

【参考条文】

○ 公衆浴場法（抄）

第一条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 〔略〕

第二条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 〔略〕

第七条 都道府県知事は、営業者が、第二条第四項の規定により附した条件又は第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 〔略〕

○ A県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（抄）  
（設置場所の配置の基準）

第二条 公衆浴場法第二条第三項の規定による条例で定める設置の場所の配置の基準は、温湯等を使用し、男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの（以下「普通公衆浴場」という。）の設置場所が、既設の普通公衆浴場と三百メートル以上の距離（浴場本屋の四壁中最近の部分間でこれを測定する。）を保たなければならないこととする。

【民法】

Aは、X社の経理部長であり、X社が所有する不動産及び動産の管理を担当していた。また、X社は、その所有する不動産について売買契約等の取引を行う際には、当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていた。

以上を前提として、次の（１）及び（２）について、現行民法の関係する条文を挙げた上で、検討せよ。なお、（１）及び（２）は、それぞれ独立した問いとする。

（１）X社は、その所有するマンションをY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、その売却代金の一部を着服する意思の下、X社の名においてY社との間で当該マンションについての売買契約を締結した。

Y社は、X社の代理人であるAを通じてX社と数多くの取引を行っており、いずれの取引においてもトラブルが発生したことはなかった。また、当該売買契約の内容やこれを締結するに当たってのAの様子についても、従来の取引と異なるところはなかった。

後日、Aは、Y社から支払われた当該マンションの代金の一部をX社に引き渡さずに着服した。

この場合において、Y社は、X社に対し、当該マンションの明渡しを求めることができるか。

（２）X社は、その所有する甲土地をY社に売却するに当たり、Aに代理権を与えたところ、Aは、X社に無断でY社の代理人にもなり、双方の代理人として甲土地についての売買契約を締結した。なお、Y社は、AがX社の代理人にもなり当該売買契約を締結することについて、あらかじめ許諾していた。当該売買契約の締結後、AがY社の代理人にもなっていたことを知ったX社は、当該売買契約を追認したが、そのことを理由にAをX社の経理部長から解任した。

ところが、Aは、引き続きX社の経理部長と称して、X社の名においてZ社との間でX社が所有する乙土地についての売買契約を締結した。なお、Z社は、長年にわたりX社の代理人であるAを通じてX社と不動産の取引を行っていたが、X社がその所有する不動産の取引を行う際には当該取引ごとにX社の経理部長に代理権を授与することとしていたことを知らされておらず、Aは経理部長であることから不動産の取引についての包括的な代理権を有すると考えていた。

Z社は、乙土地についての売買契約を締結する前に、Aが甲土地についての売買契約の締結に当たりX社に無断でY社の代理人にもなったことを理由に経理部長を解任されたとのうわさを聞いていたが、長年の付き合いがあるX社に対して、その真偽を直接確認することははばかれた。そこで、Z社は、甲土地の登記を確認することを思い付き、これを確認したところ、甲土地の登記はX社からY社に移転されていた。このことから、Z社は、甲土地についての売買契約は有効に成立しており、Aが経理部長を解任されたとのうわさについても真実ではないと思い、乙土地についての売買契約を締結するに当たり、Aが経理部長であるか否かについてX社に確認しなかった。

後日、Z社は、当該売買契約に基づき、X社に対し、乙土地の代金を支払った。

この場合において、Z社は、X社に対し、乙土地の明渡しを求めることができるか。